

公募型指名競争入札を行いますので、次のとおり公募します。

平成18年9月11日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名称

山ノ内南幹線（その1）公共下水道工事

(2) 工事場所

京都市右京区西院久保田町ほか

(3) 工事概要

ア シールド工

(7) 仕上がり内径  $\phi 2,000$ ミリメートル

(4) 中心管延長  $L=2,106.35$ メートル

一次覆工延長  $L=2,093.70$ メートル

二次覆工延長  $L=2,093.70$ メートル

(9) 工法 泥土圧式シールド工法

イ 立坑工（発進）

(7) 寸法  $9.60$ メートル $\times$  $9.60$ メートル  $H=9.5$ メートル

(4) 工法 鋼矢板穿孔圧入

ウ 立坑工（到達）

(7) 寸法  $7.60$ メートル $\times$  $6.00$ メートル  $H=10.50$ メートル

(4) 工法 鋼矢板穿孔圧入

エ 地盤改良工

(7) 工法 二重管ストレーナ工法（複相式）

(4) 施行箇所 シールド発進部，到達部，地中接合部

(4) 工期

平成21年3月31日

(5) 工事実施方法

この工事は，特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）による共同施工方式とします。

2 入札参加に必要な資格

この公募に係る入札に参加するには，共同企業体の各構成員について，次の条件を満たしていることが必要になります。

- (1) 京都市上下水道局の平成18年度から21年度までの競争入札有資格者名簿に「土木一式工事」で登録されていること。
- (2) 当該入札参加希望申出書の提出期日から落札決定の日までの間において，京都市上下水道局競争入札等取扱要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止を受け，その期間中でないこと。
- (3) 共同企業体として下記3に定める条件を満たしていること。

3 共同企業体に関する事項

- (1) 共同企業体の構成員は，3社とします。
- (2) 構成員の資格条件

ア 代表者となる構成員は，建設業法第27条の23の規定による最新の経営事項審査結果通知書（この入札の翌日において，当該審査基準日から1年7箇月を経過したものを除きます。以下「経営審査通知書」といいます。）の「土木一式工事」に係る総合数値が1,200点以上であり，かつ，平成8年度以後に，国内において，単独若しくは共同企業体の代表者又は出資比率が20パーセント以上の構成員として（いずれも元請に限る。）シールド工事の施工実績

を有すること。

イ 代表者以外の構成員のうちの一つは、経営審査通知書の「土木工事」に係る数値が1,100点以上であり、平成8年以後に、国内において、単独又は共同企業体の構成員として（いずれも元請に限る。）シールド工事の施工実績を有すること。

ウ 上記イとは別の代表者以外の構成員は、本市の区域内に主たる事業所（本社等）があり、かつ、経営審査通知書の「土木工事」に係る数値が950点以上であること。

エ 建設業法の定めるところにより、次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を、当該工事に専任で配置できること。

(ア) 代表者となる構成員にあつては監理技術者、代表者以外の構成員にあつては監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。

(イ) 監理技術者及び主任技術者については、この工事に対応する1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(ウ) 代表者となる構成員に係る監理技術者については、平成8年度以降に、上記3(2)アに対応する工事の経験を有するものであること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20パーセント以上のものに限ります。）。

(エ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

### (3) 構成員の重複の禁止

共同企業体の構成員は、この工事に係る2以上の共同企業体の構成員となることができません。

### (4) 結成方法

結成方法は、自主結成とします。

### (5) 出資比率

構成員の代表者の出資比率は、構成員中最大であることとします。

なお、出資比率の下限は、20パーセント以上とします。

(6) その他

共同企業体の入札参加申出は、上記4(1)アによる入札参加申出書の提出により行うものとします。

4 入札参加希望の申出方法

(1) 申出書類

この入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出するものとします。

ア 入札参加希望申出書（様式1）

共同企業体を結成したうえで、共同企業体協定書と共に共同企業体名で提出すること。

イ 経営事項審査結果の通知書の写し

上記3(2)ア、イ及びウに該当するものを、A4判の大きさに縮小したもの

ウ 施工実績調書（様式2）

上記3(2)ア及びイに該当する工事の実績を記載したもの

エ 技術者配置予定調書（様式3）

上記3(2)ウに示す監理技術者又は主任技術者の配置予定を記載したもの

オ 委任状（必要な者のみ）

カ 提出書類一覧表兼申請受付表（工事）の写し又は入札参加資格審査結果通知の写し

(2) 入札参加希望申出の受付期間及び受付場所

ア 受付期間

この公募の日から平成18年9月22日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」といいます。）を除き

ます。

午前8時30分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

#### イ 受付場所

京都市上下水道局総務部用度課

- (3) この入札に関する書類の作成費用は、この入札に参加しようとする者の負担とし、また、提出された申出書の取扱い書類は、返却することができません。

なお、提出された書類は、別に定めがあるものを除き、京都市上下水道局において無断で使用することはありません。

#### 5 設計書及び設計図書の交付

##### (1) 交付期間

平成18年9月11日から同年9月22日まで。ただし、休日を除きます。

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

##### (2) 交付場所

京都市伏見区津知橋町373番地

有限会社 吉岡商店

電話 075-621-4514

##### (3) 交付方法

設計書及び設計図書については、上記(2)の交付場所に、あらかじめ電話で予約したうえで、別紙「複写承認申請書兼承認書」により交付（有償）を受けてください。

#### 6 入札執行の予定日及び場所等

##### (1) 入札予定日

平成18年10月13日

##### (2) 入札場所

## 京都市上下水道局総務部用度課入札室

### (3) 低入札価格調査の適用

ア 低入札価格調査を適用するため、入札参加者は、入札時に、第1回目の入札書に記載された入札金額に対応する積算内訳書（以下「積算内訳書」といいます。）を提出することとします。

イ 積算内訳書については、様式は自由ですが、記載する内容は、項目、単価、数量、金額その他の事項を明らかにすることとします。

ウ 積算内訳書は、入札に参加条件として提出を求めるものであり、これにより入札及び契約上の権利義務が生じるものではありません。

## 7 入札方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載することとします。

(2) 入札に当たっては、事前に入札予定価格を公表します。

## 8 落札者の決定方法等

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあります。

## 9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

#### 10 入札の無効

(1) 京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札の参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とします。

(2) 予定価格を上回る価格で行われた入札は、無効とします。

#### 11 入札参加資格者の通知

平成18年9月28日用度課の掲示板に掲示します。

#### 12 その他

(1) 技術者の適正配置

落札決定後、発注者支援データベース・システムにより配置予定者の監理技術者及び主任技術者に専任性違反の事実等が確認された場合には、契約の締結をしないことがあります。また、配置予定の監理技術者及び主任技術者の変更については、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほか、認めないものとしします。

(2) 前金払 有

(3) 部分払 有

(4) 契約書作成の要否 要

#### 13 問い合わせ先

〒601-8004

京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

電話 075-672-7728

(上下水道局総務部用度課)